

平成28年(ワ)第308号 「戦争法」強行成立損害請求事件  
原告 ○○ ほか37名  
被告 国ほか5名

## 準備書面(1)

2017年1月16日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

### 被告国の求釈明に対する回答など

目次	
はじめに .....	3
第1 被告国らの憲法違反の「戦争法」施行に至る適正手続上の違憲・違法 .....	3
1 「戦争法」施行に至る被告国らの本件行為の特定 .....	3
2 「戦争法」施行に至る適正手続上の違憲・違法 .....	4
(1) 立憲主義の基本理念違反 .....	4
(2) 国民主権の基本原則違反 .....	5
(3) 参議院規則における表決手続き違反など .....	6
第2「戦争法」が違憲・違法であること .....	6
1 集団的自衛権の行使が違憲であること .....	6

(1) 集団的自衛権の行使容認.....	6
(2) 集団的自衛権行使の禁止.....	7
(3) 閣議決定と集団的自衛権行使の容認.....	7
(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性.....	8
(5) 立憲主義の否定.....	10
(6) 「戦争法」は国際法上の条文の位置にある憲法第9条に反する.....	10
3 後方支援活動等の実施が違憲であること.....	11
(1) 後方支援活動等の拡大.....	11
(2) 他国軍隊の武力行使との一体化の問題.....	12
(3) 後方支援活動等の違憲性.....	13
(4) 立憲主義の否定.....	14
4 駆け付け警護等が違憲であること.....	14
(1) 駆け付け警護等の拡大.....	14
(2) 駆け付け警護等の違憲性.....	15
(3) 国際連携平和安全活動の違憲性.....	15
5 「戦争法」の制定に係る内閣・国会(議員ら)の行為の違法性.....	16
第3 「戦争法」の制定による日常生活の変化の概要.....	16
1 集団的自衛権の行使等による日常生活の変化の状況.....	16
2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等.....	17
3 「戦争法」は国際社会の緊張と人々の権利侵害の危険性・切迫性を高める.....	19
第4原告らも含めた人々の権利、利益の侵害(概論).....	19
1 平和的生存権の侵害.....	19
(1) 平和的生存権の具体的権利性.....	19
(2) 本件「戦争法」による「平和的生存権」の権利侵害.....	21
(3) 「戦争に加担させられない権利」の侵害.....	22
(4) 「加害者にも被害者にもならない権利」の侵害.....	23
(5) 「アジア諸国の人々の平和的生存権の具体的権利性」とその侵害.....	24
(6) 「人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利」とその侵害.....	25
2 人格権の侵害.....	26
(1) 人格権の内容.....	26
(2) 人格権の侵害.....	27
3 憲法改正・決定権の侵害.....	28
(1) 憲法改正・決定権.....	28
(2) 憲法改正・決定権の侵害.....	28
第5 原告の慰謝料請求権.....	28
1 公務員の違憲・不法行為.....	28
(1) 2014年7月1日閣議決定.....	29
(2) 「戦争法」の成立施行の経過.....	29
2 原告らの権利ないし利益の侵害による損害.....	30
(1) 原告全員に共通する被害(平和的生存権・人格権の侵害).....	30
(2) 原告(ウ)の被害(憲法第9条の歴史性と国際法性の歪曲・忘却).....	31
(3) 原告(ウ)と〇〇らの被害(人々が相互理解・友好を深める権利侵害).....	39
(4) 原告〇〇・〇〇・〇〇らの被害.....	40
結語.....	44

## 被告国の求釈明に対する回答など

### はじめに

被告国の答弁書(2016年12月6日付)の求釈明に対する回答および原告らの請求の原因の要旨などを以下述べる。

### 第1 被告国らの憲法違反の「戦争法」施行に至る適正手続上の違憲・違法

訴状5頁の被告(ア)の国とは、安倍晋三内閣総理大臣およびその他の国務大臣で組織された内閣である。被告国の答弁書にあるその余の被告らとは、訴状被告(イ)～(カ)である(以下その余の被告らを「被告塩崎ら」という。)。また、被告国および被告塩崎らを以下「被告国ら」という。なお、訴状の被告(ウ)は、訴状の補正のとおりである。

#### 1 「戦争法」施行に至る被告国らの本件行為の特定

- ① 2014年7月1日、被告国は、歴代内閣の「集団的自衛権の行使は憲法第9条に抵触する」との解釈を翻し、「集団的自衛権の行使は容認される」との閣議決定を行った(以下これを「被告国①閣議決定」という。『愛媛新聞 号外』2014年7月1日 証拠甲1号証 『愛媛新聞』2014年7月2日 証拠甲2号証。)
- ② 2015年5月14日、被告国は、被告国①行為の趣旨に沿って、下記で述べる憲法違反の「戦争法案」を国会に提出することを閣議決定し、翌15日「戦争法案」を国会に提出した(以下これを「被告国②『戦争法案』国会提出」という。『朝日新聞』2015年5月15日 証拠甲7号証)。
- ③ 同年7月15日、被告国と政権与党の自民・公明両党の方針に基づき結託・共謀し、衆議院の「我が国および国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」において、両党の同会委員らは、憲法違反の「戦争法案」を強行可決した(以下これを「被告国③衆議院特別委員会共謀強行可決」という。『朝日新聞』2015年7月16日 証拠甲8号証。)
- ④ 同年7月16日、被告国と政権与党の自民・公明両党衆議院議員は、党方針に基づき結託・共謀し、衆議院本会議において、憲法違反の「戦争法案」を強行可決した(以下これを「被告国④衆議院本会議共謀強行可決」という。『朝日新聞』2015年7月17日 証拠甲9号証)。自民党衆議院議員の被告塩崎恭久、被告白石徹、被告山本公一らは、この強行可決に加担した(以下これを「被告塩崎ら④衆議院本会議共謀強行可決」という。)
- ⑤ 同年9月17日、参議院の「我が国および国際社会の平和安全法制に関する特

別委員会」において、被告国と政権与党の自民・公明両党の委員らは、党の方針に基づき結託・共謀し、憲法違反の「戦争法案」を強行可決した(以下これを「被告国⑤参議院特別委員会共謀強行可決」という。『朝日新聞』 2015年9月18日 証拠甲10号証。)

⑥ 同年9月19日、参議院本会議において、被告国と自民・公明両党の方針に基づき結託・共謀し、両党参議院議員らは、憲法違反の「戦争法案」を強行可決した(以下これを「被告国⑥参議院本会議共謀強行可決」という。『朝日新聞』 2015年9月20日 証拠甲11号証)。同月30日に同法を公布した。自民党参議院議員被告井原巧、被告山本順三は、この共謀強行可決に加担した(以下これを「被告井原ら⑥参議院本会議共謀強行可決」という。)

⑦ 2016年3月29日、被告国は、憲法違反の「戦争法」を施行した(以下これを「被告国⑦『戦争法』施行」という。『愛媛新聞』 2016年3月29日 証拠甲12号証)。

## 2 「戦争法」施行に至る適正手続上の違憲・違法

### (1) 立憲主義の基本理念違反

アメリカ独立宣言を起草し、アメリカ合衆国第三代大統領をつとめたトマス・ジェファソンは、「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政府は、信頼ではなく猜疑に基づいて建設される。われわれが権力を託さなければならない人々を憲法で拘束するのは、信頼ではなく、猜疑に由来する。・・・権力の問題において、それ故人に対する信頼に耳をかさず、憲法の鎖によって非行をおこなわないように拘束する必要がある」(ケンタッキー州議会決議)と述べている。このように、ジェファソンは、権力担当者による権力の濫用を警戒して、権力担当者に対する「不信」と「憲法の鎖」による拘束の不可欠性を説いている。

日本国憲法も近代憲法の基本理念であるこの立憲主義を採用し、憲法によって個人の自由・権利を確保するために国家権力を制限することを目的としている。つまり日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する。」(憲法前文)として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の永久・不可侵性を確認するとともに(憲法第97条)、国務大臣、国会議員等の公務員の憲法尊重擁護義務を規定している(憲法第99条)。

この立憲主義の内容として重要なのが、国家権力の中でも暴走して個人の自由や権利を侵害する危険性の大きい実力組織の抑制である。そこで、日本国憲法は、憲法前文および憲法第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めを設けたのである。政府も、集団的自衛権の行使や海外における武力の行使は許されないとの解釈を長年一貫して積み上げてきた。こうして、恒久平和主義の現実的枠組みが形成され、憲法秩序の安定性が保持されてきた。それはまた、戦後の歴史を通じて積み重ねられてきた国民的議論の結果でもある。

また、後述の「第2『戦争法』が違憲・違法であること」の「(6)『戦争法』は国際法上の条文の位置にある憲法第9条に反する」(10頁)と「第4 原告らも含めた人々の権利、利益の侵害(概論)」の「(5)『アジア諸国の人々の平和的生存権の具体的権利性』とその侵害」(24頁)で述べる、憲法第9条(戦争および軍隊の放棄)が、日本の侵略などによる甚大な被害を受けたアジア諸国政府および人々を含む連合国の疑惑を払い、「日本国が再び世界の平和および安全に対する脅威とならない証」として示された条文であるからである(詳細は、訴状30頁～44頁)。

このような憲法第9条の下で、政府はこれまで、集団的自衛権の行使は許されないことを繰り返し表明してきた。すなわち、自衛権を発動するためには、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、の3要件が必要であり、集団的自衛権の行使はこれを超えるもので、特に①の要件を満たさないので許されないとしてきた。

このような集団的自衛権の行使や海外での武力の行使を容認することになれば、自衛隊はもはや憲法第9条第2項が禁じている「戦力」であることを否定することはできず、その武力の行使は同項が否認している「交戦権」の行使となる。これは、戦争の違法化を推し進めて、戦争の放棄のみならず、戦力の不保持と交戦権の否認を規定した同項の意義を完全に否定するものである。そして、同時に、これら武力の行使は、自衛隊員はもとより、自国・他国の国民を殺傷する現実をもたらし、諸国民の平和的生存権を保障する憲法前文にも違反するものである。

このような憲法規範の内容を、憲法改正の手續もとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変し、侵害することは、憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によってなしうることではない。

したがって、前記「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」のとおり、「被告国①閣議決定」～「被告国⑦『戦争法』施行」および「被告塩崎ら④衆議院本会議共謀強行可決」並びに「被告井原ら⑥参議院本会議共謀強行可決」は、憲法第9条等の恒久平和主義の実質的内容を根本から改変してしまう一連行為であり、国民の自由・権利そして平和を、権力に縛りかける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真正面から反する違憲行為である。

## (2) 国民主権の基本原則違反

日本国憲法は、国民主権の原理に立脚する(憲法前文、第1条)。そして、国民主権の原理は、国民の憲法制定権力の思想に由来し、この権力は、近代立憲主義憲法が制定されたとき、憲法改正権となる。

日本国憲法は、その憲法改正権の行使について、第96条で、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票でその過半数の賛成を必要とすることを規定した。ここに、憲法制定・改正に関する国民主権の内容が定められているのである。

したがって、本来憲法の改正をしなければならないことを、閣議決定や法律の制定・改正によって行おうとすることは、憲法第96条を潜脱し、国民主権を侵害するものとしても許されない。「戦争法」は、法律の制定・改正によって憲法第9条と前文の

実質的改変をしようとするものであり、まさに憲法第96条を潜脱する違憲行為となる。

したがって、前記「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」のとおり、「被告国①閣議決定」～「被告国⑦『戦争法』施行」および「被告塩崎ら④衆議院本会議共謀強行可決」並びに「被告井原ら⑥参議院本会議共謀強行可決」は、憲法第96条に反する違憲行為であり、かつ、憲法第31条が求める適正手続に反する違憲行為である。

### (3) 参議院規則における表決手続き違反など

被告国と政権与党自民・公明両党が両党の方針に基づき結託・共謀して行った参議院特別委員会委員らの強行可決(被告国⑤参議院特別委員会共謀強行可決)は、参議院規則136条1項および同規則137条1項における表決手続き違反である(詳細は、訴状6頁～8頁)。その行為は、会議体の議決の一般原則に反する。

また、「参議院特別委員会強行可決」の違法な表決手続きに基づく、参議院本会議における強行可決(被告国⑥参議院本会議共謀強行可決と被告井原ら⑥参議院本会議共謀強行可決)は、憲法第31条が求める適正手続きに反する。したがって、被告国と被告井原らが結託・共謀して行った同行為は、参議院規則136条1項および同規則137条1項における表決手続きに反し、会議体の議決の一般原則に反する。

## 第2 「戦争法」が違憲・違法であること

### 1 集団的自衛権の行使が違憲であること

#### (1) 集団的自衛権の行使容認

「戦争法」は、自衛隊法および武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態および武力攻撃予測事態」という。)との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」(同法88条1項)ことになる。

## (2) 集団的自衛権行使の禁止

原告らの憲法第9条の解釈は、自衛のための戦争を含めてあらゆる戦争を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるというものである。しかし、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法第9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件(自衛権発動の3要件)を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されない、と解してきた。

また、政府は、自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を我が国の領域から排除することを目的とすることから、日本国の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本国の周辺の公海・公空における対処も許される。他方、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本国の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法第9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないとしてきた。それ故に、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものとして憲法第9条に反して許されないと解してきたのである。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、1954年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法第9条解釈の根幹であり、内閣法制局および歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返し表明されてきた。それは、憲法第9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法第9条の平和主義の現実的枠組みが何とか形成されてきた。

しかし、その憲法第9条解釈は、衆議院帝国憲法改正委員会における吉田茂首相(当時)の「近年の戦争は、多くの自衛権の名において戦われたのであります。満州事変また然り、大東亜戦争また然りであります。…ゆえに我が国においてはいかなる名目を以てしても交戦権は先ず第一、自らすすんで放棄する、放棄することによって全世界の平和の確立の基礎をなす。」(1946年6月26日)との答弁から大きく後退してしまっている。

## (3) 閣議決定と集団的自衛権行使の容認

ところが安倍内閣は、2014年7月1日、上記のこれまで確立した憲法

第9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれる。）

そして、「戦争法」による改正自衛隊法76条1項および事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

#### (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、規範となってきた憲法第9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本国に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本国の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合にも自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触し、憲法第9条に違反することになる。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確である。まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本国が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本国周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

そして第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由および幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠く。ましてや「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」との情勢認識を政府がしている以上、第1要件が何の歯止めにもならないことも充分考えられる。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する



者の評価によって左右される。そして、法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」するというのである。

第2要件（他に適当な手段がないこと）および第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似するが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになる。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難である。

以上に加えて、2013年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、「テロリズム」等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって市民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本および市民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできない。政府の「総合的判断」の是非のチェックができないのである。

ウ こうして、「戦争法」に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法第9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法第9条の規定に真っ向から違反するものである。

エ なお、集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難になっていく中で、政府与党からは、最高裁1959年12月16日大法廷判決（刑集13巻13号3225頁、砂川事件判決）が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のだめの措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べていることをもって、この必要な自衛の措置をとることの中には、集団的自衛権も含まれるとして合憲性の主張の根拠とするようになった。

しかし、同事件においては、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっておらず、最高裁の上記判示部分け、日本に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかである。安全保障環境がまったく異なる60年近く

前のアメリカ合衆国軍基地の駐留が合憲か否かの裁判の判決の、しかも傍論部分の片言隻句をもって今回の「戦争法」の正当化の論理の根拠として利用せざるを得ないところに、合憲論の根拠の弱さが明白に表れている。

## (5) 立憲主義の否定

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課した（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民の権利・自由を確保しようとするものである。

安倍内閣の閣議決定および「戦争法」の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立した憲法第9条の内容を、行政権の憲法解釈および国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであるが、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来憲法第96条に定める改正手続によらなければならないことである。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求して、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのである。閣議決定と法律の制定によって憲法第9条の内容を改変することは、憲法第96条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することである。

## (6) 「戦争法」は国際法上の条文の位置にある憲法第9条に反する

1945年7月26日、アメリカ合衆国・イギリス・中国の3国の対日共同宣言として「ポツダム」宣言が公表された。全文は13項からなり、1～5項は戦争終結の機会を与えようとする最後通牒であり、6項以下に、軍国主義の除去、日本を占領すること、領土制限、武装解除と復員、民主主義の確立、平和産業の確立、戦争犯罪人の処罰、無条件降伏などが示されていた。そして、同12項で、「前記諸目的が達成せられ且日本国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては聯合国の占領軍は直に日本国より撤収せらるべし」（カタカナを平仮名に変換。以下同じ。）とあった。同年8月14日、天皇および大日本帝国政府は、この「ポツダム」宣言を受諾し、降伏した。

同日、「ポツダム」宣言執行者として、アメリカ合衆国陸軍太平洋陸軍総司令官マッカーサーが連合軍最高司令官に就任した。なお、「ポツダム」宣言は、一般的

な国際法と同等の効力を有する。

同年9月2日、東京湾上のアメリカ合衆国戦艦ミズーリ前方甲板上において、天皇および大日本帝国政府と連合国との間で国際法に該当する「休戦協定」(降伏文書)を調印した。この「休戦協定」により、「天皇及日本国政府の国家統治の権限は本降伏条項を実施する為適当と認むる措置を執る聯合國最高司令官の制限の下に置かれ、連合国による日本の占領統治がはじまる。

同年12月8日の「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」が、だされた。このなかで、日本占領に関する連合国の終局の目的を、「日本国が再び世界の平和および安全に対する脅威とならないためのできるだけ大きな保証を与え、日本国が終局的には国際社会に責任あり、かつ平和的な一員として参加することにある」とし、マッカーサーに対して、日本国が軍国主義および超国家主義になることを排除すること、日本国の非武装化・非軍事化を推進すること、民主主義的傾向を強化することに努力を傾注することを命じている。

日本の占領管理に関する最高の政策決定機関の極東委員会および連合国対日理事会の「極東委員会および連合国対日理事会付託条項」に基づき、大日本国憲法から日本国憲法への改正は、極東委員会において、憲法の各条文の文言はもとより、その解釈までも協議され、「ポツダム」宣言が求める条件を満たしているかの審査を受ける必要があった(詳細は訴状30頁～44頁)。

したがって、憲法第9条は、単に日本の国内法の条文に留まらず、国際法上の条文と見なすことが妥当である。ゆえに、憲法第9条に反する「戦争法」は、国際法上の違法ないし国家間の信義誠実の原則に反する。

### 3 後方支援活動等の実施が違憲であること

#### (1) 後方支援活動等の拡大

「戦争法」は、重要影響事態法および国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動および諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し(以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」という。)、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能とした。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和および安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとした。

また、これまではアフガニスタン侵略戦争、イラク侵略戦争に際して、テロ特措法イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和および安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対し、いつでも、地理的限定なく自衛隊を派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとした。

これら「後方支援活動」および「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供および自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容とするが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備等、外国軍隊の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられた。

## (2) 他国軍隊の武力行使との一体化の問題

ここで後方支援活動等とされる外国の軍隊に対する物品および役務の提供は、一般に「兵站」と呼ばれているものである。自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点である。すなわち、直接戦闘行為に加わらなくても、また、仮に自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法第9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題である。

「平成18年(ネ)第499号 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」の名古屋高裁2008年4月17日判決(以下「イラク派兵差止事件判決」という。判例タイムズ1313号137頁)は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものである。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として(つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして)、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われていた。

具体的には、まず1990年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」(不成立)の際に問題になったが、その後、周辺事態法(1999年)において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の

期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられた。同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外した。

そして旧テロ特措法（2001年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされた。すなわち、ここで限定された活動地域は（法律上の用語ではないが）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとした。旧イラク特措法（2003年）においても同様の解釈が行われた。

しかしながら、この立法と解釈自体、これまでの政府解釈に立ってとしても相当に危険をはらんでいるものであった。現に、イラク派兵の実態は、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものであった。

### （3）後方支援活動等の違憲性

ところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を限定することにより他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する我が国の支援活動は当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採るとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのである（2014年7月の閣議決定）。また前述したとおり、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」という情勢認識のもとであれば、安易に「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」と判断される可能性も高く、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、幅広く「後方支援」が可能になる。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容する。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかならない。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのであるが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ない。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域で

あっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられないであろう。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高い。

従来の、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まると強弁されてきた後方支援活動等ではあったが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記2法においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法第9条に違反するものであることが明らかである。

#### (4) 立憲主義の否定

以上のように後方支援活動等の実施も憲法第9条に違反するものであり、そのような内容の閣議決定を行い、また法律を制定して憲法第9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法第96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものであることについては、前記(「第2 『戦争法』が違憲・違法であること」の「(5) 立憲主義の否定」10頁)で述べたことがそのまま当てはまる。

### 4 駆け付け警護等が違憲であること

#### (1) 駆け付け警護等の拡大

「戦争法」の国連平和維持活動協力法において、国連PKO等において実施できる業務を拡大し(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直しを行うとともに、国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保などの活動の実施等を規定した。

すなわち、まず、国連が統括する平和維持活動について、従前規定されていた参加5原則(①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること、②国連平和維持隊が活動する地域の属する国および紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動および当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること、③当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること、⑤武器使用は要因の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とすること)を拡大させ、受け入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務およびいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型および武器等防護を超える武器使用が可能となった。そのうえで、国連が統括する平和維持活動以外についても、「国際連携平和安全活動」などとして、

上記参加5原則を満たした上で、国連の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議、国連等の国家機関が行う要請、当該活動が行われる地域の属する国の要請のいずれかが存在する場合には、停戦監視、被災民救援等に加え、いわゆる安全確保業務や駆け付け警護等を行うことが可能となった。

## (2) 駆け付け警護等の違憲性

前述したとおり、日本政府は、これまで自衛権発動の3要件を満たすことが必要として、我が国に対する急迫不正の侵害に対する必要最小限度の実力行使のみが、憲法第9条との関係で許されると解釈してきた。上記解釈を前提として、国連平和維持活動協力法においても、自衛官の武器使用は、自己又は自己と共に現場に所在する自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、限定されていた。しかしながら、前述したとおり、安倍内閣は、2014年7月1日の閣議決定により、憲法第9条の従前の解釈を覆した結果、国連平和維持活動協力法においても、自己の他に、「他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するため」やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、武器使用を肯定した（いわゆる任務遂行型武器使用）。加えて、「その保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するため」やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合にも、自衛官による武器使用を肯定したのである（いわゆる駆け付け警護のための武器使用）。

これまで憲法第9条の上記解釈を前提にしてきた国連平和維持隊に参加した場合の自衛隊員の武器使用の規律であったが、明確に自己保存型および武器等防護を超える武器使用の権限を認めた点で、憲法第9条の解釈を自衛隊員による武器使用は危険性の高いものとして、憲法第9条に違反するというべきである。また「他人」や、「その保護しようとする活動関係者」の生命又は身体を防護するためにも武器使用を認めた点で、武器使用の機会が従前よりも大幅に広範になりうるおそれがあるし、駆け付け警護を認めたことから、武器使用が可能となる場所的範囲も広範になるといわざるを得ない。

## (3) 国際連携平和安全活動の違憲性

これまでは国連平和維持隊への自衛隊の参加のみを対象にしていたが、前述したとおり、今般、国連が統括しない活動についても、「国際連携平和安全活動」などとして、自衛隊が安全確保業務や駆け付け警護等を行うことが可能となった。国際連携平和安全活動とは、国連が直接統括しない活動においても、停戦監視、被災民救援などに加え、いわゆる安全確保業務、駆け付け業務などを認めた点で、極めて異質な活動が、自衛隊員によって行われるようになる。

とりわけ、国際連携平和安全活動が認められるための要件の一つである「当

該活動が行われる地域の属する国の要請」というのは、国際連合憲章第7条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの指示を受けたものに限るとはされているものの、広範に認定される危険性が高い。また国連が統括せず、一国の要請に基づいて上記活動が行われるということになれば、同国と敵対関係にある他国からすれば、「平和安全活動」などと考えるはずがない。その国からみれば、敵対関係にあるその国と日本が協力し、武器使用としてしていると考えるのは当然である。

例えば、アメリカ合衆国によるアフガニスタン侵略戦争後、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツなどを中心にアフガニスタン国際治安支援部隊（ISAF）が結成され、「テロ」掃討作戦を実行していた。ISAFは「治安維持任務」を行ってきたが、アメリカ合衆国軍などと渾然一体になり、戦闘に巻き込まれて約3500人も戦死者が現実発生した。2015年5月28日の国会審議において、ISAFに参加するのかと質問を受けた安倍首相は、「今ここに再現して判断することが困難であることから、一概には言えない」と述べ、参加を否定しなかった。すなわち、実際の事例からしても、国際連携平和安全活動を通して、自衛隊が「戦力」となり、交戦権の否認にも抵触し、憲法第9条に違反することになるのは明らかである。

## 5 「戦争法」の制定に係る内閣・国会（議員ら）の行為の違法性

以上のとおり、集団的自衛権行使および後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、「戦争法」のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項（自衛隊法76条1項2号等、重要影響事態法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項等）は、いずれも憲法第9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定および国会における国会議員らの議決等が違法であることは明らかである。

また、憲法第9条は、前述のように単に国内法に止まらず、「国家間の関係を規律する規則」である国際法上の条文でもあることから、憲法第9条に反する「戦争法」とその制定に係る被告国および被告塩崎らの行為は、国際法上の違法ないし国家間の信義誠実の原則に反する（詳細は訴状30頁～44頁）。

## 第3 「戦争法」の制定による日常生活の変化の概要

### 1 集団的自衛権の行使等による日常生活の変化の状況

以上のとおり、「戦争法」に規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出勤（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反する。

憲法第9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日



本が他国の戦争に加害者として参加・加担し、又は他国を戦争に巻き込みあるいは巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとしようとしてきた。

ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を加害の戦争当事国とする。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げた。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、その当事国ないし当事敵対勢力からの武力攻撃やあるいは「テロ」攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本列島が戦場となることを意味する。

なお、この「戦争法」では、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合(当然加害者となる)、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況に陥る。そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される。

「戦争法」による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵端活動を詰めるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。相手国等からすれば、当然ながら自衛隊は正当な攻撃対象となるので、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による加害としての武力の行使に至る危険が極めて高い。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国(加害当事国)となり、日本の領域に対しても武力攻撃や「テロ」攻撃を招く。ちなみに、「戦争法案」の国会審議において、政府は、IS(イスラム国)に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしている(2015年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会)。すなわち政府の政策判断が変われば、IS空爆の後方支援もありうるのであり、日本と日本人は、ISの「テロ」の標的となる可能性がある。

## 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

人々は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないことになる。私たちは、この訴訟において、以下に記載する3つの権利侵害(平和的生存権侵害、人格権侵害、憲法改正・決定権侵害、)に限定して主張するが、「戦争法」の成立がなければ、甘受する必要など全くないこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになる(もとより、これらは、平和的生存権侵害、人格権侵害の一部を構成する。)。なお、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態における権利制限については、旧安保法制法の下においても法制上は存在したが、それはあくまでも政府がいうところの個別的自衛権を行使した場合を前提としたものであり、集団的自衛権を行使するなどした場合を想定したものではありません。「戦争法」によって、人々

がその権利制限を受けたり義務を負担しなければならない現実性は格段に増大してしまった。

重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになるが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされている（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。

なお、ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定されている。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されています（事態対処法施行令3条、2004年9月17日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は、知事はその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法2条2項）。

存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使、部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施します。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていないが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法3条1項）、事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行もなされる（同法14条、15条）。

武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法76条1号の防衛出勤はまだなされていないが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法77条）、予備自衛官が招集される（同法70条）等、防衛出勤に備える体制がとられる。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため、武器の使用、土地等の強制使用等もなされる（同法77条の2等）。

そして、その後移行することが予測される武力攻撃事態における場合と同様、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置する。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務かおり、国民もこれに協力するよう努めるものとされる（事態対処法5～8条）。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められる。

そして、武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態）は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出勤と武力の行使がなされることになる（自衛隊法76条、88条）。そこでは、自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされる。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意される。電気通信設備の優先利用もなされる（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責

務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められる。

### 3 「戦争法」は国際社会の緊張と人々の権利侵害の危険性・切迫性を高める

前記1および2に記載したように、武力攻撃事態対処法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカ合衆国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使をすることになる。

安倍首相は、2015年6月26日の特別委員会で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明した。そして、2016年3月には、アメリカ合衆国と大韓民国(以下「韓国」という。)は朝鮮人民共和国(以下「北朝鮮」という。)の侵攻を前提にして軍事演習を行い、また、別途日米軍事演習も行い、北朝鮮に軍事圧力を加え、北朝鮮も反発して、朝鮮半島の緊張を生み出し、「戦争法」が不可欠であるとの理由付けとした。

集団的自衛権の行使等を実行する可能性は、同盟国とされているアメリカ合衆国が現実に武力行使している中東地域が考えられるが、同地域で集団的自衛権の行使等を行った場合、パリその他において行われた「テロ」行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測でき、その対象は、東京・大阪をはじめとする全国各地の住民や各地の原子力発電所が考えられる。

以上のように、「戦争法」は、国際社会の軍事的緊張を高め、世界をより一層不安定にする。「戦争法」は、相手国から反撃されても構わない立場に自ずから置くことになり、現実に参戦して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃や「テロ」行為にさらされ、ある者は戦争に具体的に協力させられるなどして、平和的生存権や生命身体及び精神的人格権の侵害を受けることになる。また、同様なことを世界の人々に及ぼすことになる。

## 第4 原告らも含めた人々の権利、利益の侵害（概論）

### 1 平和的生存権の侵害

#### (1) 平和的生存権の具体的権利性

ア 日本国憲法前文は、「日本国民は、……（中略）……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し……（中略）……この憲法を確定する」と述べ、平和について、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と規定している。

憲法はこの前文から出発し、第三章の国民の権利および義務の規定に入る前に第二章戦争の放棄の章を作り、憲法第9条で戦争放棄の具体的

内容を規定するという構成を取っている。

この構成をみれば、前文で謳われた「平和のうちに生存する権利」を憲法第9条で制度的に保障し、その上で、第三章の個々の国民の具体的諸権利が成り立つことを示しており、平和的生存権が他の基本的人権享有を可能とする根源的権利であることを示している。

イ 先のイラク派兵差止事件判決は、明確に平和的生存権の実定法としての具体的権利性を認めた。そして、同判決は、「この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ……」とその内容の豊かさ、複合性を指摘し、さらに前文の「全世界の国民が、……平和のうちに生存する権利」の規定の仕方から、戦争に加担させられない権利性も平和的生存権の内容として認めている。重要な判決であるので、以下に平和的生存権について述べている部分を引用する。

このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり「平和のうちに生存する権利」を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるということが出来る。例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。

ウ 2009年2月24日岡山地方裁判所の判決も次のように「平和的生存権」の具体的権利性を肯定している。

憲法前文2項には、「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と

欠乏を免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあり、平和的生存権が「権利」であることが明言されていることからすれば、その文言どおりに平和的生存権は憲法上の「権利」であると解するのが法解釈上の常道であり、また、それが平和主義に徹し基本的人権の保障と擁護を旨とする憲法に即し、憲法に忠実な解釈であり、「憲法81条には、「最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」とあり、同条による法令審査権は、下級審裁判所もまた、司法権の行使に付随して、当然にこれを行行使することができることとされているのであるが、ここにいう「憲法」とは憲法改正における前文と本文との同質性にかんがみる限り、前文を含むといわざるを得ないのであるから、前文が法令審査権の基準となり、裁判規範性を有することも否定できない・・・。

## (2) 本件「戦争法」による「平和的生存権」の権利侵害

### ア 「存立危機事態」による防衛出動（自衛隊法76条1項2号）

改正自衛隊法76条1項2号は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に防衛出動ができること、そして、防衛出動時の武力行使は「必要な武力を行行使することができる」（自衛隊法第88条1項）としている。

これがいわゆる集団的自衛権を容認し、その行使を可能とする規定であるところ、明白な憲法違反であることはすでに詳しく述べたとおりである。

イ 憲法が、平和的生存権を憲法第9条によって制度として戦争のない状態を保障することによって権利を保護しているのは、前記した背景および理由から日本国民に止まらず、訴状63頁の本件原告(ウ)もその対象となる。ところが、本件「戦争法」は、グローバルに戦争ができる状態を作ったということは、全ての原告らにとって憲法第9条による制度的保障がなくなり、一般的にいえば、戦争状態が生ずれば平和的生存権の保障がなくなることを意味する。

ウ 本件「戦争法」の施行が意味している事態は、その施行によって、これまで以上に世界の紛争をさらに拡大し、日本人原告らのみならず自衛隊が活動する地域の人々の平和的生存権の権利性を否定し侵害したことを示している。

### エ 小結

以上の検討から明らかなように、本件「戦争法」は、戦争を放棄した

憲法に違反して、戦争のできる法律を定め、それを施行したのであるから、それ自体として日本国民および「戦争法」施行による自衛隊の活動する地域の人々の平和的生存権を否定し侵害する。

### (3) 「戦争に加担させられない権利」の侵害

「第3『戦争法』の制定による日常生活の変化の概要」で述べた次の状況を「戦争法」は生み出し、「平和的生存権」の内容としての、人々が「戦争に加担させられない権利」を侵害する。

ア 先のイラク派兵差止事件判決は、「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である」とする。したがって、平和的生存権は、戦争に加担させられない権利を含んでいることは明白である。それは、「戦争法」によって直接加担させられる自衛隊を中心とする人々だけでなく、その家族を含め戦争に加担させられない権利を侵害する。

イ 政府が存立危機事態と認定して、自衛隊法76条によって防衛出動が命じられると、人々に様々な戦争協力義務が発生する。これまで、防衛出動は日本が他国から武力攻撃を受けた場合に発動されたが、今回の「戦争法」により、自衛隊法76条1項2号による集団的自衛権に基づくといわれる防衛出動が加わったことにより、例えば、米軍に対する集団的自衛権による共同軍事行動でも、広汎な人々の権利に影響が生じる。

同法103条はその典型的なものであり、直接的な戦争遂行のためになされる権利制限が定められ、逆にいうと、権利制限された人々は戦争に加担させられない権利の侵害を受けることになる。具体的には、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収容、④医療・建築業・輸送業者に対する業務従事命令がある。電気通信設備の優先利用もなされる（同法104条）。

ウ 重要影響事態および国際平和対処事態の場合も、国は、後方支援活動等の対応措置に関する基本計画を定めてこれを実施することになるが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）が、この「国以外の者」としては指定公共機関（武力攻撃事態対処法6条）や地方指定公共機関（国民保護法2条2項、知事が公共的事業を営む者から指定）が想定される。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、放送事業者、電気、ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者が法人名で個別に指定されている（武力攻撃事態対処法施行令3条、2004年9月17日内閣総理大臣告示）。

法文上は協力を求めることができるになっているが、その対象は法人であり、法人が自己の従業員にその業務を命じれば、従業員に対する業務命令であるから拒否できず、結局戦争協力業務は強制されるので、当該協力業務を受けた地方公共団体の当該公務員や、法人の当該従業員は戦争に加担させられない権利を侵害されることになる。

#### (4) 「加害者にも被害者にもならない権利」の侵害

憲法学者佐藤幸治(京大名誉教授)は、『世界史の中の日本国憲法—立憲主義の史的展開を踏まえて』(左右社)の中で、「1945年8月15日の真の意味」を次のように述べている(19~21頁)。

8月15日は、日本に限っていえば300万人という犠牲者を出した戦争がようやく終わったという日ではありますが、私は、もう一つのきわめて重要な意味をもつ日であったということをわれわれは深く考えるべきであると思っております。

それは、日本の政府・国民が、明治憲法下で立憲主義の一定の成果をあげたにもかかわらず、何故にかくも簡単に軍国主義・全体主義に走り、ひたすら無謀というべき戦争へと突き進んでしまったのかについて根本的な反省を加え、「国のかたち」の抜本的な再構築に取り組むという決意をなすべき日であった、と解すべきであります。

この点に関連して、付け加えておかなければならないことがあります。先に、わが国が採用した立憲主義の成否は、「我が国自身の一大事」であるのみならず、「一般に人類の文化」、「一般人類の政治の帰趣」にもかかわる重大な意味・責任をとらなければならないものであるとする、佐々木の言説に触れました。アジア諸国での犠牲者は2000万ともいわれておりますが、日本の行動が世界秩序に与えた甚大な被害に鑑みれば、日本の「国のかたち」のあり方が世界史的な関心事となるのは、当然かつ不可避なことであったと思われるのです。

したがいまして、占領という異常な事態の下においてはありますけれども、日本の政府・国民は、自らの最も重要な課題として、新たな「国のかたち」の抜本的な再構築に自ら取り組むべきものであった、と思われてならないのです。

そしてこの課題の遂行は、当然のことながら、無謀というべき戦争に突き進み、自らもまた他国の人びとに対しても筆舌に尽くし難い悲劇をもたらしたことへの悔恨と鎮魂をともなり作業でもあります。(下線原告ら)

つまり、あの忌まわしい侵略戦争の加害者となり、被害者となった歴史の事実を真摯に向かい合った反省に基づき、憲法前文において、「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」したということである。

そして、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」という「人類普遍の原理」に基づき、「われらは、これに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除」という立憲主義原理の確認である。

そして、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」した。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」したのである。

そのうえで、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信」じ、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓」ったのである。当然ながら、この誓いは、主として国際社会に向けられたものである。

つまり、「われらとわれらの子孫のために」「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、それを実現させる前提として、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」したのである。それは、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」したということである。

「恐怖と欠乏」の大きな要因は、戦争が引き起こし、「平和のうちに生存する権利」が損なわれるということの認識である。

したがって、この目的を実現させる具体的な国家の制度化(国のかたち)が、憲法第9条というものになったのである。これにより、「われらは」が戦争行為における加害者にも被害者にもならないということになる。

先の自衛隊のイラク派兵差止高裁判決では、「平和的生存権」の解釈を、「現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的权利である」とするのは、憲法前文に基づくそれである。

ところが、「戦争法」は、前述から明らかなように、「われられ」を加害者とし、また被害者とすることを強制する。つまり、「戦争法」は、「平和的生存権」の内容としての、「われられ」の「加害者にも被害者にもならない権利」を著しく侵害する。

##### (5) 「アジア諸国の人々の平和的生存権の具体的権利性」とその侵害



「(6)『戦争法』は国際法上の条文の位置にある憲法第9条に反する」(10頁)で述べたこと、つまり、日本は、「ポツダム」宣言を受諾し、「休戦協定(降伏文書)」に調印し、連合国による日本の占領統治がはじまる。その日本占領に関する連合国の終局の目的は、「日本国が再び世界の平和および安全に対する脅威とならないためのできるだけ大きな保証を与え、日本国が終局的には国際社会に責任あり、かつ平和的な一員として参加することにある」。このような日本のあり方を定めるものとして、日本国憲法が制定された。

その憲法は、日本の占領管理に関する最高の政策決定機関の極東委員会および連合国対日理事会の「極東委員会および連合国対日理事会付託条項」に基づき、大日本国憲法から日本国憲法への改正は、極東委員会において、憲法の各条文の文言はもとより、その解釈までも協議され、「ポツダム」宣言が求める条件を満たしているかの審査を受ける必要があった(詳細は訴状30頁～44頁。なお、「ポツダム」宣言は、一般的な国際法と同等の効力を有する。

このような歴史性と国際法性という背景が、憲法にはある。

その憲法は、憲法前文から出発し、第三章の日本国民の権利および義務の規定に入る前に第二章戦争の放棄の章を作り、憲法第9条で戦争放棄の具体的内容を規定する。

つまり、憲法第9条(戦争および軍隊の放棄)は、日本の侵略などによる甚大な被害を受けたアジア諸国政府および人々を含む連合国が持つ疑惑を払い、「日本国が再び世界の平和および安全に対する脅威とならない証」として、日本の侵略などによる甚大な被害を受けたアジア諸国政府および人々を含む連合国の人々にも向けて謳われた条文であるとの歴史性と国際法上の位置にある条文という背景がある。

したがって、訴状63頁の本件原告(ウ)は、憲法第9条の平和的生存権の具体的権利性を有する対象者となり、その平和的生存権の具体的権利性が「戦争法」により侵害される。

## (6) 「人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利」とその侵害

古人類学では霊長目ヒト科のホモ・サピエンスの起源に関してアフリカ単一起源説と多地域進化説の2つの仮説があり、長年激しく対立してきたが、現在ではアフリカ単一起源説が主流になっている。そして、現生人類すべての起源が東アフリカにあるという説は科学界においてほぼ合意に近い状態になっている。つまり、人(人類)は、平和な日常の暮らしなどを追い求め、集団で移動し、あるいは定住し、全世界に広がって行った。その後、国境という境により、現在、たまたま同じ国にあるいは異なる国の住民となっているに過ぎない。

その人々の日常の暮らしの基礎は、平和な暮らしである。それを先のイラク派兵差止事件判決は、平和な暮らし(平和的生存権)を「基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ない」とし、「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利である」と判示した。これは人類史的合意と言えるであろう。

したがって、今たまたま、国境によって異なる国に暮らしていても、平和を確保し、維持するために、人々が国境を越えて相互理解と交流・友好を深めて行くことが不可欠であるとの認識に基づき、都市と都市、地域と地域、人々と人々、人と人の間でそれを実践している。その一つが、愛媛県松山市と韓国の平澤(ピョンテク)市が「友好交流に関する協定書」に基づく友好交流である。その協定内容は、次のとおりである。

### 松山市・平澤市 友好交流に関する協定書

日本国愛媛県松山市と大韓民国京畿道平澤市は、両市民の相互理解と友情を増進させ、両市の繁栄と友好関係の発展に寄与するために、友好交流に関する協定を次のとおり締結する。

1. 両市は、信頼と友好の精神に基づき、相互に協力関係を維持する。
2. 両市は、相互発展の原則に立脚して、実質的で多彩な友好交流と経済協力を通して、繁栄に寄与する。
3. 両市は、市民及び民間団体との連携を図りつつ、文化、スポーツ、経済、教育など、様々な分野における交流を促進する。

以上のことを確認するため、日本語及び韓国語でこの協定書を作成し、両市長はこれに署名する。

2004年10月25日

しかし、日本の市民とアジア諸国の市民との相互理解と友情を増進させるには、日本がアジア諸国において行った植民地支配・侵略・占領などの加害の歴史の真の清算問題が横たわっている。それが、前述した憲法第9条が単に国内法に留まらず、国際法上の法規としての位置にあるという事情を生み出している大きな要因の一つである。

つまり、日本が、1945年の敗戦から国際社会に復帰し、その一員となるために、大日本帝国によって植民地支配や侵略戦争による被害を被った近隣諸国に対して、再び同じ過ちを犯さないことの証として、その制度的保障として軍隊の放棄(戦争の放棄)、平和主義に基づく日本社会の変革することが、国際社会の一員となることを認められるための条件であった。それが、日本国憲法第9条(戦争の放棄・平和主義)を生み出したのである。

ところが、「戦争法」施行は、後述の「第5 原告の慰謝料請求権」の「(2) 原告(ウ)の被害(憲法第9条の歴史性と国際法性の歪曲・忘却)」(31頁)のように平和を確保し、維持するために不可欠である「国家の枠を超え、人々が相互理解・友好を深める権利」を侵害する。

## 2 人格権の侵害

### (1) 人格権の内容

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、

立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。

そして、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的な事柄であって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穏、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度尊重されるべきものであって、前記の憲法第13条もその趣旨に立脚する。

このような、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであり、その総体を人格権と呼ぶ。

そして、このような人格権の侵害に対してはこれを排除する権能が認められ、また、その侵害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきである（最高裁判所2002年9月24日判決（いわゆる石に泳ぐ魚事件）参照。）。

## (2) 人格権の侵害

ア 本件「戦争法」は、集団的自衛権行使を最大の特徴としており、最もありうる行使の形態は、米軍と連携して、もしくは、一体化した軍事行動であるが、世界の現実をみれば、シリア、イラク、アフガニスタンのいずれをとってみても、極めてシビアな利害対立の上に立つ軍事行動であり、日本がそれに関与することは、広く米軍に敵対する国や勢力から攻撃を受ける立場に立たされる。

つまり、本件「戦争法」は、るる述べてきた理由から日本国内に暮らす人々および自衛隊が活動する地域の人々の平和的生存権の侵害し、それは、同時にそれらの人々の人格権の侵害となる。

イ 敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、米軍基地が集中する沖縄をはじめ全国の米軍・自衛隊基地（愛媛をはじめ全国に自衛隊基地がある）およびその付近であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険にさらされる。またその前段階を含めて、基地周辺は、自衛隊や米軍の訓練等の活動が集中し、例えば武力攻撃予測事態における陣地その他の防御施設の構築等に伴う土地・家屋の強制使用の対象となる可能性が高く、さらに武力攻撃事態においては物資の収容、指定公共機関への業務従事命令等が、この地域に集中することが考えられる。そして、自衛隊・米軍等の軍事活動と住民の避難等の国民保護活動とが錯綜し、基地周辺地域は大混乱に陥る危険性がある。

愛媛をはじめ全国各地に自衛隊基地が存在する事実から、前記の事態から誰一人免れることはできない現実がある。したがって、日本列島に住む原告らはもとより、韓国軍およびアメリカ合衆国軍との集団的自衛権の展開が高い確率で予想される現実から、韓国およびアメリカ合衆国に住む原告らも、同様の事態に見舞われ、人格権を大きく侵害される。

また、戦争体制（有事体制）ないしその準備段階においては、戦争の

遂行またはその準備のためや国民保護体制のための措置を実施することなど、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力が義務づけられ、そこで働く公務員・医療従事者・交通運輸労働者などが危険な関係業務への従事になり出されることになる。これらの業務に従事する労働者は、自分や家族の安全や生活の確保、避難等に優先して、命じられた職責の遂行を求められ、また、身の危険にさらされることになる。

ウ アメリカ合衆国軍は、全世界に展開されている。したがって、「戦争法」には、アメリカ合衆国軍に対する自衛隊の後方支援活動が含まれていることから、全世界が自衛隊の後方支援活動対象地域となる。つまり、全世界で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務者、ジャーナリストらは、その活動が危険または不可能になることが生じる。それは、旅行者においても例外ではない。全世界に適用除外地域がないことを示す。つまり、定住者であろうが、旅行者であろうがその違いは存在せず、この事態から免れることはできなく、その危険は、平和的生存権の侵害であると同時に、人格権の侵害をもたらす。

### 3 憲法改正・決定権の侵害

#### (1) 憲法改正・決定権

国民主権は、国の政治のあり方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の参政権もこの原理から湧出した権利であり、同じく、憲法改正にかかる国民投票権も同様である。

憲法第96条1項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権のあらわれである。

#### (2) 憲法改正・決定権の侵害

ところが、ソフトクーデターといわれる今回の「戦争法」の成立とその施行は、憲法改正手続を経ることなく憲法第9条の解釈を変更して、海外武力行使ができる法制を作った。

したがって、「戦争法」は、主権者である国民の憲法改正決定権の侵害である。

## 第5 原告の慰謝料請求権

### 1 公務員の違憲・不法行為

## (1) 2014年7月1日閣議決定

「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」ので述べた被告国①閣議決定、即ち、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行った。その内容は、「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」という名目にしながら、従来の歴代内閣も当然に違憲行為として許容されないと言明してきた集団的自衛権の行使容認方針を決定したほか、「国際社会の平和と安定への一層の後見」との名目で、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所であれば支援活動を行い、PKOにおいても駆けつけ警護や武器使用の拡大を決定した。

これらの決議は、憲法第9条、前文に違反する違憲行為を閣議が決定したのであるから、内閣の不法行為であり、閣議を構成した安倍晋三、麻生太郎、新藤義孝、谷垣禎一、岸田文雄、下村博文、田村憲久、林芳正、茂木敏充、太田昭宏、石原伸晃、小野寺五典、菅義偉、根本匠、古屋圭司、山本一太、森まさこ、甘利明、稲田朋美19名公務員の憲法尊重擁護の義務に違反する違法行為によって成立している。

## (2) 「戦争法」の成立施行の経過

2015年4月27日、安倍首相は渡米の上、アメリカ合衆国との間で新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」（新ガイドライン）に署名して合意し、その日の晩餐会ではダイアナ・ロスの恋歌を引用してこびへつらう挨拶をなし、日本国民の名誉を傷つけた上、5月14日には閣議決定でもって「戦争法案」を決定し、翌5月15日国会に上程した（「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」（3頁）の被告国②『戦争法案』国会提出）。

国会上程後、全国民の激しい反対運動が起き、幾度も数万の人々が国会を取りまき、同法案廃案の意思表示をあげた。しかし、7月15日に衆議院「我が国および国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」において、自民・公明両党委員らが強行可決し（「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」の被告国③衆議院特別委員会共謀強行可決）、7月16日には衆議院本会議で強行可決し（「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」の被告国④衆議院本会議共謀強行可決）し、9月17日に参議院「我が国および国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の強行可決（「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」の被告国⑤参議院特別委員会共謀強行可決）、9月19日参議院で強行採決（「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」の被告国⑥参議院本会議共謀強行可決）により「戦争法」を成立させた。そして、2016年3月29日施行した（「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」の被告国⑦『戦争法』施行）。

以上、2014年7月1日の閣議決定から2015年5月14日の閣議決

定のいずれも違憲の内容を閣議を構成する公務員が行い、不法行為を成立させ、以後、自由民主党および公明党に属する国会議員（被告塩崎らを含む）と結託・共謀し、違憲の法律を成立させるという不法行為をなした。

つまり、「1 憲法違反の『戦争法』施行に至る本件被告国らの行為の特定」のとおり、「被告国①閣議決定」～「被告国⑦『戦争法』施行」および「被告塩崎ら④衆議院本会議共謀強行可決」並びに「被告井原ら⑥参議院本会議共謀強行可決」は、憲法第9条等の恒久平和主義の実質的内容を根本から改変してしまう行為となり、国民の自由・権利そして平和を、権力に縛りをかける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真正面から反する違憲行為を行った。

また、「被告国①閣議決定」～「被告国⑦『戦争法』施行」および「被告塩崎ら④衆議院本会議共謀強行可決」並びに「被告井原ら⑥参議院本会議共謀強行可決」は、憲法第96条に反する違憲行為であり、それは、憲法第31条が求める適正手続に反する違憲行為である。

## 2 原告らの権利ないし利益の侵害による損害

「戦争法」の制定過程における違憲・違法があること、「戦争法」が憲法に違反する法制であること、そのことにより人々（日本人のみならずアジア諸国の人々など）の「平和的生存権」が侵害され、平和的生存権に組み込まれる「戦争に加担させられない権利」が侵害され、「加害者にも被害者にもならない権利」が侵害され、「国家の枠を超え、人々の相互理解・友好を深める権利」が侵害され、「人格権」と「憲法改正決定権」が侵害されること等についてはすでに述べたとおりである。

以下、これらを前提に、各原告らの固有の被害を述べる。

### (1) 原告全員に共通する被害(平和的生存権・人格権の侵害)

前記平和的生存権の憲法構成上の意義付けで述べたように、憲法は前文で平和的生存権の権利性を規定し、平和という事柄の本質上その権利保障は個々の個人に対する個別的保障の前に、まずは、国家制度として保障しなければ意味を有しないことから、第二章戦争放棄の章を設定し、そこに具体的制度として憲法第9条を規定した。つまり、憲法は、戦争放棄という国家制度をもって、平和的生存権を保障したのである。

しかるに、本件「戦争法」は、集団的自衛権による「他国に対する武力攻撃」について、一定の要件で、自衛隊の防衛出動（自衛隊法76条①項2号）を認めた結果、海外での武力の行使（自衛隊法88条）がなされるようになった。

このことは、憲法が戦争を放棄して国民の平和的生存権を100%保障していたことに対し、専守防衛戦争ではなく、海外での戦争ができる制度にしたことによって戦争放棄を否定し、したがって、戦争放棄によって保障されてきた平和的生存権も保障されないという形で、日本国民の平和的生存権が

侵害されたことを意味し、同時に人格権が侵害される。したがって、日本国民である訴状原告（ア）および（イ）並びに奥村は、その対象となる。

また、「(6)『戦争法』は国際法上の条文の位置にある憲法第9条に反する」(10頁)および「(5)『アジア諸国の人々の平和的生存権の具体的権利性』とその侵害」(24頁)で述べた理由から、前文および憲法第9条が国際法上の法規としての条文の位置にあることから、訴状63頁の原告（ウ）らの平和的生存権および人格権が侵害されている。

平和的生存権の中身をもう少し具体的に述べれば、前述した「(3)『戦争に加担させられない権利』の侵害」(22頁)、「(4)『加害者にも被害者にもならない権利』の侵害」(23頁)、「(6)『人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利』の侵害」(25頁)などがある。

原告らは、これらのことに熱心に取り組み、常に細心の注意をよせてきた。したがって、原告らは、「戦争法」の施行によりこれらの権利が侵害され、精神的苦痛を受ける。つまり、本件「戦争法」の施行によって原告らの平和的生存権がまず侵害され、戦争に加担させられない権利が侵害され、加害者にも被害者にもならない権利が侵害され、人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利を侵害され、その結果、平和やその基盤になる国家の枠を越えた相互理解・友好が損なわれ、それらが保障されないことから生ずる不安、恐怖、かつてのあるいは現在の戦争に対する恐怖からくる精神的苦痛である。

## (2) 原告(ウ)の被害(憲法第9条の歴史性と国際法性の歪曲・忘却)

「(6)『戦争法』は国際法上の条文の位置にある憲法第9条に反する」(10頁)および「(5)『アジア諸国の人々の平和的生存権の具体的権利性』とその侵害」(24頁)で述べたように、憲法第9条(戦争および軍隊の放棄)の条文は、日本の侵略などによる甚大な被害を受けたアジア諸国政府および人々を含む連合国が持つ疑惑を払い、「日本国が再び世界の平和および安全に対する脅威とならない証」として、国際社会にも向けて謳われたという背景がある。

したがって、憲法第9条(戦争および軍隊の放棄)の条文に反する「戦争法」は、前述した世界史における歴史の事実の歪曲ないし忘却と憲法第9条の歴史性における国際法上の条文であることの歪曲ないし忘却が伴うということがある。

それは、㊦世界史における大日本帝国が行った加害の歴史の事実を歪曲することを意味し、㊧その時代の軍国主義を肯定することなしではあり得ず、軍国主義を肯定することを意味し、㊨日本の加害の歴史の忘却を意味し、㊩現在の軍国主義の復活を意味し、助長することを意味する。それは、第一には植民地被害の経験を持つ人々にとって当時の記憶を蘇らせるものであり、そのことによる精神的恐慌状態を誘発させる。また、その子孫にとっては、戦争に対する恐怖を引き起こし、戦争による被害者になり得るのではないかという、具体的な心理的圧迫に苦しませることになる。それは、次の中学校用歴史教科書問題と相通じる。

自国の歴史・文化を至上として、アジア諸国を蔑視し、日本の植民地支配や侵略戦争を正当化したり、加害の事実を隠蔽して、歴史の事実を歪曲している中学校用

歴史教科書の扶桑社版(新しい歴史教科書をつくる会が主導・編纂。以下「『つくる会』教科書」という。)が、2001年、文部科学省の検定に合格した(『愛媛新聞』2001年4月4日)。

20世紀の負の遺産である日本の植民地主義を完全に清算し、文字どおり平和と共存の時代を築いていくための努力をしなければならない。ところが、歴史という時計の針を逆に回そうとする文科省によるこの検定合格行為は、大日本帝国の植民地支配により苦痛を受けた被害者たちに、再び心の傷を負わせるに等しい行為であり、それは耐え難い精神的苦痛と怒り、そして日本に対する不信を募らせた。

本件原告の〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇(以下「〇ら」という。)は、この「つくる会」教科書の検定合格に対して、それは、日本が行った侵略・植民地化の歴史を正当化し、韓国をはじめアジア各地から強い怒りや不信を招くことになることになると危惧した。そこで、同教科書が、愛媛県内で採択させない取り組みを開始した。しかし、その取り組みの渦中で危惧した出来事が次々と起こった。その出来事とは、この検定合格が示す日本が行った侵略・植民地化の歴史の正当化に対し、韓国をはじめアジア各地で強い怒りが吹き出し、「(6)『人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利』とその侵害」(25頁)で述べたそれまで地道に積み重ねてきた市民交流による信頼関係が打ち壊され、市民交流が中止となる事態である。愛媛県下でも、「宇和島でホームステイ予定 韓国の姉妹校 訪問中止」という事態となった(『愛媛新聞』2001年7月14日 証拠甲13号証)。

このような険悪な状況の中、「つくる会」教科書を高く評価する加戸守行愛媛県知事(当時)は、2001年度の採択前に「『つくる会』教科書がベスト」と愛媛県教育委員会(以下「県教委」という。)の吉野内直光教育長に述べ(違法な教育行政への政治介入)、愛媛県教育委員会は、採択の際の重要資料である教科書選定資料で極めて評価の低い「つくる会」教科書を採択した(『愛媛新聞』2001年8月16日)。

〇〇〇〇らは、同採択は、違法な政治介入による違法採択であるとその無効を求めて松山地裁に提訴した(後日、損害賠償も追加)。韓国の歴史学者・労働団体・宗教者団体などの90団体で構成される「日本の教科書を正す運動本部(現在のアジアの平和と歴史教育連帯)」などから11名の韓国人が原告としてこの裁判に加わった(『愛媛新聞』2002年3月19日)。その一人である〇〇〇は、第3回口頭弁論(2003年4月23日)において、日本の植民地時代の自らの体験をとおして、次のように「つくる会」教科書が使用されることにより被る精神的苦痛を口頭で述べた。

〇〇〇(韓国)

#### ◆毎日、日本人巡査が監視していた

私は、1923年9月11日出生の韓国人です。1945年8月15日までは、大正12年〇月〇〇日生と戸籍に登録されていました。もちろんこれは、日本語で書かれたものです。

1910年(明治43年)8月29日、李氏朝鮮(大韓帝国)は大日本帝国によって強制合併されました。8.15解放(敗戦)まで35年余りの間、朝鮮は植民地だったわけです。

当時(併合された)、私の祖父は43才、父は16才だったそうです。祖父は



一人っ子の父を連れて満州の奉天を経て、北京に渡り、独立運動という日本の海軍大将斉藤実が総督の日本帝国の植民地から国権を回復すべく満州・シベリア・中国を歩いたのでした。風餐露宿(風をおかずに、野に寝ながら)という言葉によくあらわれています。

結局、私の祖父と父は日本の官憲(カンケン)によって投獄されました。

私が物心ついた時から、私の家は毎日、日本人巡査が、監視していました。

#### ◆日本語が常用語として強要された

1931年、私は小学校(普通学校)に入学しました。日本語が常用語としての教育が行われました。教師も日本人です。韓国人の教師もいましたが、皆が日本語で話すことを強要されました。

国語読本が各学年上下2冊ずつ、12冊が6年間に渡って私たちは、日本人化じゃない、日本の奴隷にするためにしつけられました。その間、朝鮮の歴史についての教育は全くありませんでした。童話や昔話なども殆どが、日本の尋常小学校用のものと同じ内容でした。

その時、既に満州事変がでっち上げられ、いわゆる満州国ができたのです。私が育ったところは、片田舎でしたが、重機関銃を持った、陸軍の歩兵部隊(守備隊とっていた)が年に一度の演習で、私たち農民を恐喝したものです。

やがて、1936年の夏、ベルリンのオリンピックで日本植民地下の朝鮮人の孫基禎は、日本人としての参加を余儀なくされていましたが、ゴールドメダルの優勝をしました。ユニホームの胸にあるべき日章旗の“日の丸”が朝鮮の新聞では、抹消され、新聞が、そして記者が朝鮮総督府(朝鮮を支配する日本の政府機関)から懲罰を受けた事件がありました。私は中学生になっていたのです。

このように私は、15年戦争中を植民地朝鮮の学生として、そして青少年として成長しました。

#### ◆君が代、日の丸、教育勅語、御真影

中学時代の体験として、日本の天皇家中心の神話、君が代、日の丸、教育勅語、御真影、そして軍事教練(現役の配属日本将校による)その他数々の強権によって朝鮮人を日本人にしたる皇民化教育は、それに背く者に対する恐怖の中で迫られるものである事実を悟りました。いわゆる特高警察が町々村々で目を光らせていたばかりでなく、教師の中にもそれと覚しき者(ゲペウのニックネーム)が常時目を光らせていました。

そして徴兵、労務徴用等が、常時私をびくつかせました。しかし、私はよくも逃げ回りました。南京入城から、提灯行列をするようになり、太平洋戦争になると、シンガポール陥落、イギリス極東艦隊激爆沈、フィリピンのバターン半島にマッカーサーの米軍を破り、戦線はポートモレスビー、ラバウルまで延びましたが、レイテ島沖海戦では連合艦隊はその主力を失いました。アッツ島の玉砕の知らせ、大本営発表を信じなくなった頃には、本島作戦の知らせが、時の朝鮮の青年たちにも伝わりました。日本本土の空襲等、B-29重

爆は、朝鮮の空にも鮮やかな飛行機雲の跡を描きながら現われ始めました。沖縄の戦闘が終わり……。

1945年8月6日、広島に原爆、そして9日には長崎と……。丁度この日、ソ連軍が、満州国に侵攻を開始しましたが、ほとんど日本軍との交戦もないまま、押し寄せて来ました。

1945年8月15日、日本は敗戦のミコトノリを、天皇の玉音がラジオの騒音の中、いともおごそかに、或いは悲しげに日本全国(もちろん朝鮮の坊々谷々にも)に鳴り響きました。

朝鮮ではこれを8.15解放と言っています。

#### ◆日本によって徴発された延べ人数が、750万～800万人

私は、学者でもなく、政治家でもありません。ただの人、普通の人として生きてきました。その中で過去の歴史を勉強しながら現在においての活動を通して、社会を改めるべく一生懸命生きて来ました。私が勉強したところによりますと、1894年から1895年まで(日清戦争)朝鮮を武力で服従させるため朝鮮人を殺した数が30万名にも上ると歴史学者が調査結果として述べています。その主なのは、義兵という不正規軍と、東学農民兵を合わせての話です。現在、韓国の至るところに戦跡碑が建てられていますが、更なる調査によっては、これからも建てられるものと思います。

もっとショッキングな話は、日帝36年間、日本によって徴発された延べ人数が750万～800万人、その中死亡者が100万人という研究結果が出ています。これは“つくり話”じゃありません。事実を調べたものです。歴史的勝利者は事実を話さない。部分を美化するためにウソをでっち上げる事をはばかりません。日本が国家目的を手に入れるために他国他民族を暴力で征服しました。

#### ◆天皇の赤子、一親同仁、皇国臣民、日朝同祖論

しかし、私が受けた教育は、天皇の赤子、一親同仁、皇国臣民、日朝同祖論等でした。日本語を常用させて、朝鮮語を抹殺しようとした。創氏改名させられました。私は(金)という苗字を千年来使った家門なのに、「金田(カネタ)」という日本式苗字に創氏さされ、ヨシヒコという名に改名されました。強制的に神社参拝をさせられました。今、考えればはずかしい事です。しかし、何故こうしたのでしょうか。怖いもの、恐ろしいものが、空気のように私たちをしめつけていたからだったと思います。泣く子をあやす時、「トラが来た！」と言っても泣き止みません。それが、「スンサワッタ＝巡查(日本人)が来た」と言ったらハッとして泣き止みました。私が育った当時の社会的雰囲気だったのです。

侵略じゃない、外勢から解放させるために、日韓合併を強要し、西洋の侵略からアジアを解放するために八紘一宇をやったと言ったら、事はそれですむのでしょうか。侵略された側でそう思うのでしょうか。

#### ◆「つくる会」とそれに連なる日本は、過去を反省しない

「つくる会」教科書が、日本を「人権」よりも「国権」を重んじる社会に、「戦争

をしない、できない国」から、「戦争をする国、できる国」に変えるのが目的だとのことです。さらに、平和憲法まで改悪して「戦争をする国、できる国」を実現させるのだそうですが、昨今の動きを見ていたら、日本は既にそうなっているのと違いますか。

「つくる会」とそれに連なる日本が過去を反省しないで、又もやコリアを侵略するために、このような事をしていと言えれば言い過ぎでしょうか。殊に、被告らは、なぜ、日本国憲法と法に違反してまで「つくる会」教科書を採択させたいのでしょうか。それは時代錯誤です。最近の、アメリカ合衆国を見ていたら、20世紀も21世紀も何も変わっていないという見方もありえます。がしかし、歴史は変わっています。日本のやり方、アメリカ合衆国のやり方に「NO!」と言って立ちはだかる人々の群れが出来ています。これを見過ごしてはならないと思います。

#### ◆日本は、朝鮮に対する略奪・侵略に対して補償せよ!

今、私は日本の友人たちと一緒にさせていただいて、一緒になりたくて、ここ、日本の法廷に立っています。裁判の名前が損害賠償になっているのを見て私は法律的な見方だからそうなるのであろうと思いました。しかし賠償額が、タツタの壱千円というのを見て納得がいきました。これはあくまでも、大儀名分であってその他の何物でもないということが分かりました。

しかし、私には納得がいかないところがあります。それはこの様な類の損害賠償がもし、実現できると仮定しての話です。

1945年終戦当時、朝鮮は日本の天皇制によって統治されていて、敗戦になったとはいえ15年戦争を人的、物的に背負い背負わされていた事実を確認する事です。これを前提に私は、

- (1) 日本は1879年、韓日修好条約(江華島条約)から朝鮮半島を侵略すべく画策をめぐらし、朝鮮を植民地にしました。それ以降、日本は朝鮮人を奴隷のように使役し、物産を強奪しました。1945年8月15日、日本は戦争に負けて朝鮮から撤収しました。これに賠償すべきである。
- (2) 15年戦争中(1931年満州事変、1937年支那事変、1941年太平洋戦争)植民地朝鮮から強奪した一切の物産と、日本軍にされた兵員、徴用労働者、従軍慰安婦等に対する補償をしていない。これに対して賠償すべきである。
- (3) 「つくる会」教科書を採択させる事は、明治から続いた「戦争できる国」が終戦によって中断された「戦争のできない国」から再びの「戦争できる国」への復活であり、復古である。そして今、事実上「戦争のできる国」になった。私は、これに対し、精神的苦痛に対する賠償をとりたてたいのが本音です。

また原告〇〇〇(成均館大学講師 韓国新現代史専攻)は、次のように「日本の歴史歪曲による韓国人の精神的被害について」を訴えた。原告〇〇〇は、日本に植民地支配を直接体験した世代ではなく、両親や祖父母からその体験を聞いている世代、つまり、本件原告(ウ)と同じ世代である(『愛媛新聞』2002年3月19日)。

〇〇〇(韓国)

## 日本の歴史歪曲による韓国人の精神的被害について

多くの人々が20世紀の世界史を侵略と抵抗の歴史、そして暴力と戦争の歴史として記憶している理由は、帝国主義の侵略とそれによる被害をはっきりと記憶しているからである。また、弱小民族は、その帝国主義に対して、弛みない、妥協することのない抵抗の歴史を持ってきたからである。その抵抗の過程は、血で書かれた独立運動の歴史であり、民族解放の歴史であった。

かつて日本と韓国の間にもそのような悲しい歴史があった。日本は朝鮮に対する強制的占領を通して、韓国人に数え切れない多くの苦しみを与えた。だが、日本の加戸守行愛媛県知事や愛媛県教育委員らは、歴史に対し歪曲された偏狭な視点を、教科書を通して広めようとしている。彼らは扶桑社刊行の教科書を通して、「20世紀初めの半分が19世紀から続いた植民地の時代」であったことを認めながらも、日本による朝鮮支配に対し、その合法性を暗に強調し、植民地支配を美化しようとしている。

植民地支配は合法・非合法の問題を論ずる以前の、非人間的な、平和に反する行為であることは言うまでもない。人類の歴史において、侵略とそれによる植民地の歴史をくり返すことがあってはならない。21世紀以降の歴史は平和と共存の時代にしていかなければならないのである。だが、そのような新しい歴史の創造は、過去に対する反省と和解から出発するべきであろう。

そうであるにもかかわらず、日本の一部の右翼勢力は、自らの侵略行為を「大東亜共栄」や「亜細亜解放戦争」などの詭弁で美化している。そのような行為が、植民地被害の経験をもつ韓国人に対しどのような影響を与えるかは、火を観るように明らかである。例えば、言葉では言い尽くせないほどの苦しみを抱え一生を過ごした元「日本軍性奴隷」の女性たちにとって、そのことは再び地獄のような苦しみを経験することに他ならない。また、彼女たちの苦しみをよく知っている韓国の女性たちにとって、日本の戦争と侵略に対する美化は、自分たちも同様に「日本軍性奴隷」を経験することになるのではないかという恐怖を与えるものである。

日本の右翼勢力が教科書歪曲を通して目指していることが日本の軍国主義化であるという点も、韓国人にとっては計り知れない精神的負担を強いるものである。彼らは日本を軍事大国に作り上げるための努力を着々と進めている。「周辺事態法」をはじめ様々な法案を作り上げており、更には平和憲法の改定をも強く進めている。「周辺事態法」の主要な対象である韓国(人)にとっては、このような日本の軍事大国化に対し不安を感じざるを得ない。軍事大国化により、再びアジアの宗主国にならんとする日本の行為は、正に植民地侵略の再版として認識されている。

このように、韓国人に対し日本の教科書歴史歪曲が与えている影響は、第一には植民地被害の経験を持つ人々にとって当時の記憶を蘇らせるものであり、そのことによる精神的恐慌状態を誘発させる。また、その子孫にとっては、戦争に対する恐怖を引き起こし、戦争による被害者になり得るのではな

いかという、具体的な心理的圧迫に苦しませることになる。

このような状況は、日本に対する不必要な敵対心へとつながっていく恐れが非常に強い。そのことは望ましい韓日関係の発展に全く役立たないものである。日本の教科書歴史歪曲勢力は、韓国人への精神的被害を引き起こす歴史歪曲を中断し、過去の歴史に対する真摯な反省を通して、その被害を補償するよう求める。

上記の精神的苦痛は、加害の歴史を歪曲する「つくる会」教科書が使用されることにより生じるものである。しかし、前記したように、本件「戦争法」の施行は、日本の加害の歴史の歪曲ないし忘却があって成立するものである。

先の佐藤幸治(京大名誉教授)の「1945年8月15日の真の意味」を再度下記に引用する。佐藤は、日本人としての「この課題の遂行は、当然のことながら、無謀というべき戦争に突き進み、自らもまた他国の人びとに対しても筆舌に尽くし難い悲劇をもたらしたことへの悔恨と鎮魂をともなり作業でもあります。」と述べている。つまり、「課題の遂行」には、アジア諸国での犠牲者が2000万という日本の加害の歴史に対する悔恨と鎮魂が不可欠である。しかし、上記のように、日本社会が向かう方向は、これとは真逆であり、生徒たちが使用する歴史教科書においてその加害の歴史を歪曲し、肯定し、「悔恨と鎮魂」や反省を消し去ろうとしている。

8月15日は、日本に限っていえば300万人という犠牲者を出した戦争がようやく終わったという日ではありますが、私は、もう一つのきわめて重要な意味をもつ日であったということをわれわれは深く考えるべきであると思っております。

それは、日本の政府・国民が、明治憲法下で立憲主義の一定の成果をあげたにもかかわらず、何故にかくも簡単に軍国主義・全体主義に走り、ひたすら無謀というべき戦争へと突き進んでしまったのかについて根本的な反省を加え、「国のかたち」の抜本的な再構築に取り組むという決意をなすべき日であった、と解すべきであります。

この点に関連して、付け加えておかなければならないことがあります。先に、わが国が採用した立憲主義の成否は、「我が国自身の一大事」であるのみならず、「一般に人類の文化」、「一般人類の政治の帰趣」にもかかわる重大な意味・責任をともなうものであるとする、佐々木の言説に触れました。アジア諸国での犠牲者は2000万ともいわれておりますが、日本の行動が世界秩序に与えた甚大な被害に鑑みれば、日本の「国のかたち」のあり方が世界史的な関心事となるのは、当然かつ不可避なことであったと思われるのです。

したがって、占領という異常な事態の下においてはありますけれども、日本の政府・国民は、自らの最も重要な課題として、新たな「国のかたち」の抜本的な再構築に自ら取り組むべきものであった、と思われてならないのです。

そしてこの課題の遂行は、当然のことながら、無謀というべき戦争に突き進み、自らもまた他国の人びとに対しても筆舌に尽くし難い悲劇をもたらしたことへの悔恨と鎮魂をともなり作業でもあります。

つまり、「無謀というべき戦争に突き進み、自らもまた他国の人びとに対しても筆舌に尽くし難い悲劇をもたらしたことへの悔恨と鎮魂」に基づく決意としての日本の「国のかたち」としての日本国憲法であり、憲法第9条であったはずである。

つまり、「つくる会」教科書の記述と憲法第9条の「集団的自衛権の行使の容認」は、いずれもこの加害の歴史の事実の忘却ないし歪曲という共通点がある。

外岡秀俊(ジャーナリスト、元朝日新聞東京本社編集局長)は、「戦争で真っ先に犠牲になるのは真実だ」(『日本国憲法の価値』朝日新聞出版 46頁)と述べている。その事例として、国連安全保障理事会の外相級会合でアメリカ合衆国を代表してコリン・パウエル国務長官が、「イラクのサダム・フセイン政権は、大量破壊兵器を開発しており、過激派組織アルカイダと連携している」として、その決定的証拠を示し、大量破壊兵器保有していることを理由に、米英軍を中心とする有志連合軍が、イラク攻撃を開始した。しかし、「大量破壊兵器保有」が虚偽であったことが判明した。先のイラク派兵差止事件判決でも、「当初のイラン攻撃の大義名分とされたフセイン政権の大量破壊兵器は、現在に至るまで発見されておらず、むしろこれが存在しなかったもとと国際的に理解されており、平成17年12月には、ブッシュ大統領自身も、大量破壊兵器疑惑に関する情報が誤っていたことを認めるに至っている。」と裁判所の認定事実としている。

「戦争で真っ先に犠牲になるのは真実だ」ということは、日本の戦争においても同様である。たとえば、中国への侵略を「満州事変(the Manchurian Incident)」、「日華事変(the China Incident)」と称して、決して「戦争」とは言わずに武力行使を正当化してきたが、その「満州事変」の勃発は、鉄道爆破事件(南満州鉄道の線路の爆発)である。日本は、これを中国軍の犯行であるとした。しかしその事実、関東軍が計画・実行したものであった。

このように、戦争の遂行において、事実は、隠蔽・捏造されること、戦争(加害の歴史)は、歪曲されること、つまり、「戦争で真っ先に犠牲になるのは真実」であることを示している。そのことは、「つくる会」教科書でも、憲法第9条における「集団的自衛権行使容認」も然りである。

したがって、その歴史の事実の歪曲という「つくる会」教科書が使用されることによる韓国人が被る精神的苦痛と憲法第9条の解釈の変更による「集団的自衛権の行使を容認」による「戦争法」の施行によって被る韓国人の精神的苦痛は、同じである。いや、「戦争法」の施行は、軍事力の行使を伴う行為であり、生命や基本的人権の基盤である平和的生存権を直接的に大きな影響を及ぼす。したがって、その精神的苦痛は、より大きい。

しかも、韓国原告らは、安倍晋三内閣と自民・公明党国会議員らによる立憲主義原理に反して、憲法違反の「戦争法」を強行可決するその様に、第一には植民地被害の経験を持つ人々にとって当時の記憶を蘇らせるものであり、そのことによる精神的恐慌状態を誘発させる。また、その子孫にとっては、戦争に対する恐怖を引き起こし、戦争による被害者になり得るのではないかという、具体的な心理的圧迫に苦しむことになる。

### (3) 原告(ウ)と〇〇らの被害(人々が相互理解・友好を深める権利侵害)

前記のように、「つくる会」教科書問題により、市民交流が阻害され、交流が中止になった(愛媛県下の「宇和島でホームステイ予定 韓国の姉妹校 訪問中止」という事態となった。『愛媛新聞』2001年7月14日 証拠甲13号証)。さらに、県教委が、加害の歴史を歪曲しているその教科書を採択した。ゆえに、「松山市・平澤市 友好交流に関する協定書」を結んでいる平澤市の市長は、そのような事態を至らないように、2005年度の中学校教科書採択に際して、松山市長宛には、「(松山市教育委員会が)正しい教科書を採択してほしい」旨を手紙で伝えた(『愛媛新聞』2005年6月16日 証拠甲14号証)。これは、日本の加害の歴史の歪曲問題が、市民交流に大きな影響を及ぼすことを示している。

「(6)『人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利』とその侵害」(25頁)で述べたように、今たまたま、国境によって異なる国に暮らしていても、相互の理解と交流・友好を深めて行くことが、平和的生存権を確かなものにするとの共通認識により、国家の枠を越えて、都市と都市、地域と地域、人々と人々、人と人の交流・相互理解・友好を深める取り組みが行われている。

〇〇らは、行政主導の「友好交流」だけでなく、市民どうしが理解し合い、本当の「友好」を結ぶためには、私たち日本の市民が、日本が韓国に対して行った歴史的事実に向き合い、正確に認識することが大前提であると考え、2005年から相互訪問を行い、市民による歴史シンポジウム、市民交流を積み重ねてきた。

その第1回交流と歴史シンポジウムは、「韓国からの訪問団の人たちと共に一いま、日本と韓国の歴史的関係を考える 松山市民と平澤市民の友好に向けて」(2005年6月29日:松山市民会館)であった(『愛媛新聞』(2005年7月16日)。この交流・歴史シンポジウムは、現在も継続されている。(歴史認識を共有するために歴史シンポジウム『愛媛新聞』2009年4月14日)。また、韓国における教科書問題の窓口で、ソウルに本部がある「アジアの平和と歴史教育連帯」との交流をも深めてきた(以下このような交流を「日韓市民交流」という。)

しかし、前述の「(5)『アジア諸国の人々の平和的生存権の具体的権利性』とその侵害」(24頁)で述べたように、「戦争法」の施行により、第一には植民地被害の経験を持つ人々にとって当時の記憶を蘇らせ、そのことによる精神的恐慌状態を誘発させ、その子孫にとっては、戦争に対する恐怖を引き起こし、戦争による被害者になり得るのではないかという、具体的な心理的圧迫に苦しむことになる精神的苦痛を与え、市民交流の大きな障害を生み出す。

日韓市民交流の目的は、大日本帝国による植民地支配や侵略戦争の歴史をありのまま知り、そこから学び、〈歴史認識の共有〉を深め、真の友好を築こうということである。そのことにより、日韓の対立が解け、友好が深めることで、日韓の社会の軍事化を防ぎ、平和社会につなげようとゆうことである。このような日韓市民交流が阻害されることは、日韓市民の関係性に大きな障害となり、日韓の対立を生み出し、日本社会の軍事化や平和主義を後退させ、韓国をはじめ近隣諸国の平和・友好にとって大きな不安要因となる。

つまり、「戦争法」の施行は、国家の枠を越え、人々が相互理解・友好を深める権利を著しく侵害し、東アジアの平和にとって大きな脅威となり、平和的生存権を脅かす。

それは、日韓市民交流を行う原告奥村らおよび原告(ウ)の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇らにとって耐え難い苦痛である。

原告(ウ)1の〇〇〇は、在日3世で、1999年からアメリカ合衆国に永住し、エクリプス・ライジング(人権・正義と祖国統一のための在米草の根在日コリアン団体)の一員として活動している。〇〇らは、同団体のメンバーと交流を深め、その中で、「安倍政権の歴史歪曲をストップさせるインターネット国際署名」を共同で行った。

しかし、「戦争法」の施行は、この市民交流を阻害し、国家の枠を越え、人々が相互理解・友好を深める権利を侵害し、国際社会を緊張させる。

それは、〇〇らおよび原告(ウ)の〇〇〇にとって耐え難い苦痛である。

#### (4) 原告〇〇・〇〇・〇〇らの被害

以下は、本件第1回口頭弁論において原告〇〇〇〇が口頭で意見陳述したものである。それは、原告〇〇〇〇が「戦争法」施行で被る具体的な被害である(証拠甲15号証)。

##### 原告〇〇〇〇が「戦争法」施行で被る具体的な被害

まず最初に、本日こうして意見陳述の機会を設けてくれたことに感謝申し上げます。

私にとって平和や憲法は空気のような存在でした。それは目の前に見えなくても平和であり、平和が戦後の憲法によって守られてきたことに他ならないからです。しかし昨年9月19日参議院で強行採決された安保法制が、今年3月29日施行された時点で、私にとっての平和や憲法は危機に瀕したと言えるところまできました。

具体的には、南スーダン国連平和維持活動に参加する陸上自衛隊の部隊に「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」の任務で11月20日から順次、現地に派遣された11次隊が12月12日から運用開始されました。

問題となるのは、自らを守るという武器使用の一線を越え、任務を遂行するための武器使用が可能になることです。駆け付け警護に当たる自衛隊が武装勢力との間で本格的な戦闘に発展すれば、双方に犠牲が出ることも避けられないでしょう。

仮に運よく戦闘に巻き込まれずにそれらの活動を行えたとしても、戦闘中の軍隊に「武力行使とは無関係」と言うことは、倫理的にも、攻撃を受ける国の感情としても、通る話とは考えられません。法的には日本国憲法に反し、倫理的には国際社会から疑問視され、現実的には敵対関係に立つことになる相手国から、日本が報復の対象となると考えるべきでしょう。

こうした流れの中で日本が攻撃の対象となったとき、現地での戦闘であれば自衛隊員の生命の危機ということになります。軍事基地の周辺の住民の危険も高まるでしょう。さらに、その攻撃が、現地にとどまらず日本国内の日常生活の中で報復テロ攻撃という形で起きることも十分に考えられます。具



体的被害が出てから裁判所に救済を求めても遅いのです。

そうすると、現実の具体的な国民多数の生命権と平和的生存権の問題にもなります。平和的生存権だけは、憲法前文でとくに「全世界の国民」が「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という言葉が明言されています。

これは、自国の存立保全のことだけを考えるのでは足りず、日本国が国際社会に対する国是として遵守すべき規範です。

平和的生存権は軍事行動の根拠となるわけではなく、軍事行動によってこの権利が侵害されることを防ぐ意義のほうが優先されなければなりません。

現在私は妻と娘、孫娘と4人で暮らしています、息子は夫婦二人で暮らしています。私たち夫婦は共に年金生活です。妻は介護認定の手続きを始めたところです。息子は先天性の高度難聴で聴覚障がい者です。娘は特別支援学校に勤務しています。孫娘は小学生です。

日本の歴史から見て「有事」の際、最初に、そして最も犠牲を強いられるのが、女性や子ども、そして障がい者です。

先に述べた安保法制の施行によって、更に自衛隊が海外で武器を使用する機会が生まれたことで、私もしくは家族が犠牲になる可能性が出てきました。つまり憲法第9条及び、前文の恒久平和主義と平和的生存権の保障が脅かされようとしています。

是非、当裁判所において、未来永劫平和で暮らせる社会を実現するための判決を希望してやみません。

以下は、本件第1回口頭弁論において原告〇〇〇〇が口頭で意見陳述したものである。それは、原告〇〇〇〇が「戦争法」施行で被る具体的な被害である(証拠甲16号証)。

### 原告〇〇〇〇が「戦争法」施行で被る具体的な被害

トランプショックで世界中が困惑しています。

不満の矛先を外国や移民、他民族に向けて、自国さえよければ良いという排外主義の主張です。

この主張は欧州の国々でも広まり右翼勢力が台頭しています。第2次世界大戦前の状況に似ているのではないのでしょうか？

グローバリズムで大儲けしている多国籍資本が大多数の人々を貧困層に落とし入れ、格差を拡大し、弱者同士が足の引っ張り合い、より弱い者を叩き、差別させる構造を放置している政治が今日の事態を招いたと思います。

多国籍資本を規制し増税し儲けを社会に還流させる仕組みを作れとサンダース候補は主張し若者の支持を集めました。

子供のいじめが問題になっていますが大人社会の反映です。

世界一の腕力を持っているアメリカ合衆国がゴリ押しすれば紛争の種が世界中で蒔かれます。

地球の裏側でのアメリカ合衆国の戦争に加担せざるを得ない状況を日本にもたらしたものが戦争法と呼ばれる法律です。

ほとんどの憲法学者が違憲判断し、多数の世論が反対した戦争法を強行採決で押し切った国会議員とりわけ村上氏を除く愛媛選出の自民党議員に責任を問いたいと思います。

私たちの血税を使って、子や孫に殺し殺される所に行かせる事の損害賠償を要求します。

以下は、本件第1回口頭弁論において原告〇〇〇〇が口頭で意見陳述したものである。それは、原告〇〇〇〇が「戦争法」施行で被る具体的な被害である(証拠甲17号証)。

## 原告〇〇〇〇が「戦争法」施行で被る具体的な被害

### 「戦争法」に対する私の思い

私は、生まれてから今まで、人を殺すことはいけないことで、1対1の殴り合いのようなけんかにはしても武器を使うようなけんかはいけない、と考えるのが“普通の人”だと思ってきました。近頃、“普通の国”になるという言葉が耳にしますが、それは、自分の国は自分たちで守る、ということのようで、具体的には、武力を使って相手を殺す、ということのようです。だから、自民党の改憲草案には、国防軍の創設があるのでしょう。武器を持つこと、人を殺すことはいけないと考える“普通の人”は、国は違っても、同じ人間に対して、武器を使うこと、人を殺すことはいけないと考えるのではないのでしょうか？

日本の外務省のHPに、「いま、なぜ、安保法制か」という説明の中で、「国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、同盟国であるアメリカ合衆国を始めとする関係国と連携しながら、地域および国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に寄与していかなければならない」とあります。つまり、世界を敵にして、ひたすらに国益を求めるアメリカ合衆国の傍若無人な振る舞いに、日本も武器を持って積極的に荷担していくと言っています。これは、普通の国ではないし、積極的平和主義は、武器を持って海外へ出て行くことではありません。自分を立法府の長だと勘違いしている安倍さんは、「積極的平和主義」の意味も勘違いしているようです。

平和学における「積極的平和主義」とは、ガルトゥング博士が提唱されました。〈単に戦争がない状態を消極的平和と呼び、社会正義が果たされて飢餓や貧困もなくなった状態を積極的平和と呼んだ〉ことから生まれた概念だそうです。(児玉克哉、中西久枝、佐藤安信『はじめて出会う平和学』有斐閣)

平和について考える際、核軍拡にフォーカスした議論では飢餓や貧困といった開発途上国の問題は軽んじられてしまう。こうしたなかで、ガルトゥング博士は「積極的平和」という概念を提唱しました。これが新しかったのは、〈暴力の概念を、直接的暴力と構造的暴力とに分け、戦争を直接的暴力に、飢餓や貧困を構造的暴力に位置づけた〉ことでした。このガルトゥング博士の概念により、平和学は核軍縮や戦争の問題にとどまることなく、〈不平等や経済

的不公平、社会的不正などといったものにまで、アプローチすべきものという認識が確立)されることになったそうです。(前出『はじめて出会う平和学』)。そのため平和学は、環境問題、ジェンダー問題、人権の抑圧、経済の問題など、さまざまな研究領域を含むことになったそうです。

つまり、安倍さんのいうように、「積極的平和主義」とは、武器を持って海外に出て行くことではなく、どうして紛争が起こっているのか原因を探り、対話によって問題解決をしていくことではないのでしょうか。そして、私たちが「テロ」と呼ぶ行為に係わる多くの人々は、先進国と呼ばれる力ある国々が自分たちの国益を守るために作った国際ルールにより、不平等、経済的不公平、社会的不正を押しつけられ、飢餓や貧困という構造的暴力に曝されている人々なのではないのでしょうか？ 私たちが生きる日本も、すでにその構造的暴力に荷担しているのではないのでしょうか？ 私たちは、そのことをもっと真摯に考えなければいけないのではないのでしょうか？

それは、私たちが日本国憲法前文で世界の人々に約束していることでもあります。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

だから、私は怒っています。憲法違反の「戦争法」を強行に成立させた安倍政権に怒っています。

安倍さんは、日本国憲法を GHQ に押しつけられたと言いますが、日本国憲法は私たちが日本政府に押しつけたものです。日本国憲法前文には、ちゃんとそう書いています。私たちが「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」「憲法を確定」したと。そして、私たちは、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」するために9条を宣言しました。

私たちは、「国際紛争を解決する手段」として「武力」を「放棄する」と決め、「陸海空軍その他の戦力は持た」ず、「国の交戦権を認めない」と決めました。そして、「武力による威嚇」も、「国際紛争を解決する手段としては、永久

にこれを放棄する」と決めました。だから、「核の傘」をはじめ軍事の同盟も認めていません。自衛隊の他国との軍事訓練も憲法違反です。それは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」したからです。それが、私たちが選んだ安全保障だからです。

なのに、自分を立法府の長だと勘違いしている阿部首相は、日本国憲法は自分自身に押しつけられていることも知らず、「国際紛争を解決する手段」として「武力」を用いる憲法違反の「戦争法」を強行に可決しました。

私は、そんな憲法違反の「戦争法」に、強く反対します。

また、憲法98条に基づき、憲法違反の「戦争法」は、無効です。

そして、安倍政権は、世界の人々に対して約束した日本国憲法前文に基づき、本当の「積極的平和主義」とは何かを学び、日本が、世界の力を持たない国々に対して行っている構造的暴力を解消する努力をしてください。

それが、私たちの厳粛な信託により存在する政府のやるべき仕事だからです。

## 結語

以上のように、被告国らの本件行為は、違憲・違法であり、しかもその行為は、確信に基づき故意又は過失がある。したがって、被告国らの本件行為は、公務員としての職務上の義務に明白に違反し、国賠法1条の違法行為がある。また、被告国らの行為は、明らかに民法709条の不法行為に該当し、国の使用者等の責任(民法715条)がある。よって、被告国らは、原告らに対して慰謝料を支払う必要がある。

以上

## 添付資料

1	証拠説明書(2)		1通
2	証拠甲7号証	『朝日新聞』 2015年5月16日	1通
3	証拠甲8号証	『朝日新聞』 2015年7月16日	1通
4	証拠甲9号証	『朝日新聞』 2015年7月17日	1通
5	証拠甲10号証	『朝日新聞』 2015年9月18日	1通
6	証拠甲11号証	『朝日新聞』 2015年9月20日	1通
7	証拠甲12号証	『愛媛新聞』 2016年3月29日	1通
8	証拠甲13号証	『愛媛新聞』 2001年7月14日	1通
9	証拠甲14号証	『愛媛新聞』 2005年6月16日	1通
10	証拠甲15号証	原告〇〇〇〇 意見陳述書	1通
11	証拠甲16号証	原告〇〇〇〇 意見陳述書	1通
12	証拠甲17号証	原告〇〇〇〇 意見陳述書	1通